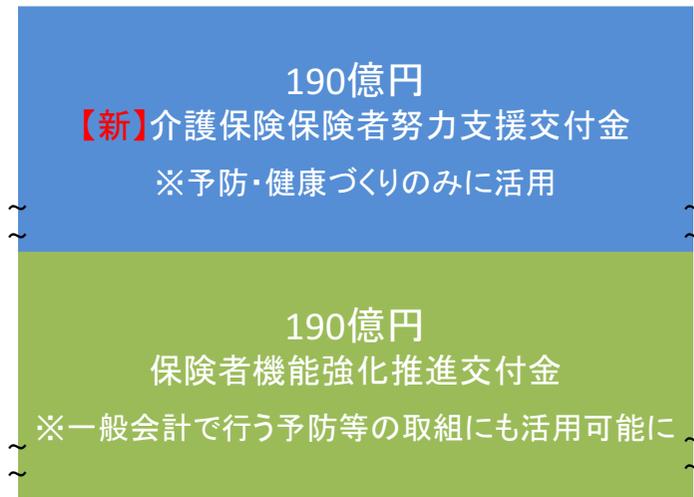
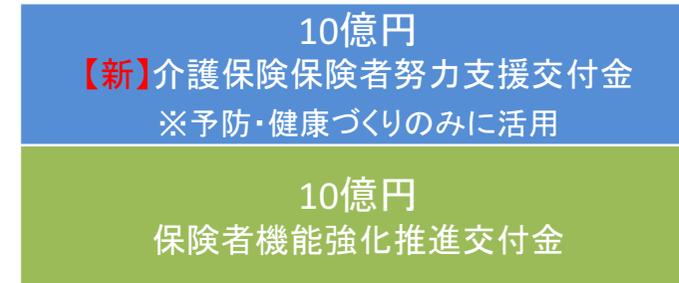


保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

資料9 参考



市町村分



都道府県分

【各交付金（市町村分）の充当先について】

< 介護保険保険者努力支援交付金 > 【新】

- 予防・健康づくりのみに活用 ※「総合事業」・「包括的支援事業（社保充分の予防・健康づくり関連のみ）」の第一号保険料相当部分

< 保険者機能強化推進交付金 >

- 地域支援事業費、保健福祉事業費等の第一号保険料相当部分（従来の充当先）
- 市町村が一般会計で行う高齢者の予防・健康づくりに資する取組等（追加）

【介護保険保険者努力支援交付金の交付要件について】

- 介護保険保険者努力支援交付金については、予防・健康づくりの取組（事業費）を増加させる保険者のみに交付を行う
 - ※ 総合事業・包括的支援事業（社保充分の予防・健康づくり関連）を拡充した場合等
 - ※ 高齢者人口が減少する保険者については、人口動態を加味した調整を行う

【評価指標について】

- 保険者機能強化推進交付金については、「基本的な項目＋予防・健康づくりに関する項目」、介護保険保険者努力支援交付金については、「予防・健康づくりに関する項目のうち重要な項目」で評価を行う

【被保険者規模別の評価について】

- これまで全保険者で得点に応じた傾斜配分を行っていた仕組みを見直し、被保険者規模別に評価を行うこととする

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和2年度所要額（令和元年度予算額）：400億円（200億円）

400億円の内訳

- ・保険者機能強化推進交付金：200億円
- ・介護保険保険者努力支援交付金：200億円（社会保障の充実分）

趣旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化

概要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

※介護保険保険者努力支援交付金については、財源を介護予防・健康づくりに有効に活用するための枠組みについて検討中。

<市町村分>

- 1 配分 保険者機能強化推進交付金200億円のうち190億円程度
介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち190億円程度
- 2 交付対象 市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）
- 3 活用方法 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当。
なお、交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者は、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要。

<都道府県分>

- 1 配分 保険者機能強化推進交付金200億円のうち10億円程度
介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち10億円程度
- 2 交付対象 都道府県
- 3 活用方法 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

<参考>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化

